

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

ねんきん特別便と自分の国民年金手帳の記録を確認したところ、昭和 51 年度の国民年金保険料と厚生年金保険料が重複して納付されていることが分かった。結婚した昭和 50 年ごろ、私の父が私の昭和 50 年度分の国民年金保険料を役場で納めたときに、結婚後の保険料の払い忘れを心配して、「昭和 51 年度分も併せて納めてきた。」と言って国民年金手帳を渡してくれたことを覚えている。国民年金保険料の納付事実が確認できないとのことだが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「昭和 50 年 11 月の結婚披露宴の前に、父親が役場に行って昭和 50 年度分と併せて 51 年度分の保険料も納付してきたと言って国民年金手帳を渡された。手帳には、51 年度の検認印もある。」と主張するところ、申立人が所持する国民年金手帳には、領収印が押された昭和 50 年度の国民年金印紙検認記録欄と、その右ページには、50 年度の国民年金印紙検認台紙として切り離し、社会保険事務所に提出することとされている印紙検認台紙が切り離されないであり、その上部余白には「昭和 51 年度」と書き入れられ、各月の欄には領収印が押されていることが確認でき、社会保険庁の記録では、50 年度のみ納付済みとされている。

仮に、申立人が所持する国民年金手帳を使用して昭和 50 年度中に 51 年度の保険料を納付（領収）する場合、国民年金手帳にあった予備の年度のページを使用し 51 年度の保険料として処理することが適切であったと考えられ

るが、A市町村において切り離すこととされている50年度の印紙検認台紙を切り離さずに、その上部余白に「昭和51年度」と書き入れられ、各月の欄に領収印が押されており、当時、A市町村において適切でない事務処理が行われた可能性が高いと考えられる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとするその父親は、国民年金制度発足以来、夫婦二人分の保険料をすべて納付し、申立人についても、申立人が国民年金に加入した昭和47年2月以降の保険料を、申立期間を除きすべて納付しており、申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

なお、社会保険庁の記録では、申立期間は厚生年金保険加入期間とされているが、申立期間の国民年金保険料が還付されたとの記録は確認できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 542

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
店を経営していた当時、知人に国民年金保険料を納付するようと言われ、納付した記憶があるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月間と短期間である上、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、申立期間後の昭和 56 年 1 月から国民年金に任意加入しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付について、「集金人から早く保険料を納付するよう言われ、腹が立ちながらも納付したことを記憶している。」、「夫が国民年金に加入していたときは、夫の保険料と一緒に納付していた。」と具体的に述べているところ、社会保険庁の記録から、申立人の夫が昭和 53 年 10 月から 54 年 1 月まで国民年金に加入し、保険料も納付されていることが確認できるなど、申立人の供述に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から同年10月31日まで

社会保険事務所の職員が自宅に来て、有限会社Aの厚生年金保険加入期間のうち、平成7年3月からの標準報酬月額が少なくなっていると言われたが、それまで標準報酬月額が減額されていたことを知らなかった。給料が遅れて支払われたことはあったが、減らされたことはなかったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は28万円とされている。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円とされていたところ、有限会社Aが適用事業所に該当しなくなった日（平成7年10月31日）の後の平成8年2月8日付けで、7年3月1日に遡^{そきゅう}及して28万円に引き下げられていることが確認できる上、7年3月1日現在で同社に在籍していた一人も申立人と同様に遡^{そきゅう}及した標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年3月1日から同年10月31日までの期間の標準報酬月額を28万円とする訂正処理を8年2月8日付け^{そきゅう}で遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年1月から61年3月まで
昭和55年11月に株式会社Aを退職し、B市町村役場の窓口で国民年金の加入手続きを行い、保険料は送られてきた納付書により金融機関の窓口で納付した。同様に、申立期間についてもC事業所を退職した後に同じ手続きをした。夫が国民年金に加入している期間は一緒に保険料を納めたので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月31日にC事業所を退職した後に、B市町村役場の窓口で国民年金の加入手続きを行い、送付されてきた納付書により申立期間(51か月)の保険料を納付していたと主張するところ、社会保険庁の記録及びB市町村が保管する国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人は、56年4月17日に国民年金の被保険者資格を喪失した後、61年4月に資格(第3号被保険者)を再取得するまでの間、国民年金被保険者資格の取得は確認できず、申立期間は国民年金に加入していないため、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと推認される。

また、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、払出しの事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 543

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から51年6月まで
私の年金手帳には、国民年金に強制加入し、被保険者となった日は昭和48年4月15日と記載されている。役所の人に、60歳まで25年以上、保険料を納めなければいけないと言われ、毎年必ず納めたと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月ごろ、A区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してきたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは51年11月20日、資格取得は厚生年金保険被保険者資格を喪失した48年4月15日（平成11年11月11日付けで、昭和48年4月15日から同年4月16日に変更処理）に遡及して行われたことが確認できる。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の被保険者となった日として「昭和48年4月15日」と記載されていると主張するところ、同手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月20日付けで払い出された手帳記号番号であることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和48年4月から49年9月までの保険料は、申立人の手帳記号番号が払い出された時点で時効となっており、納付することができなかったものと推認される上、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を1か月又は2か月単位で納付し、過去の保険料をまとめて納付した記憶も無いと供述している。

加えて、申立期間の保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、別の手帳記号番号の払出しは確認できない

とともに払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月から31年4月まで
② 昭和31年10月から32年4月まで

昭和30年の冬は近所に住んでいた友人と二人で、31年の冬は一人で、A区にあるB有限会社へ出稼ぎに行っていたが、厚生年金保険加入記録が無いとのことなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の従業員の証言から、申立期間当時、申立人がB有限会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①については、申立人が一緒に出稼ぎに行ったとする者についても厚生年金保険の加入記録が無く、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

また、当時の従業員は、「従業員は30人ぐらいたが、正社員のほかに学生アルバイト、日雇い労働者や季節労働者がいた。」と証言しているところ、同社における申立期間①当時（昭和30年10月1日時点）の被保険者数は24人、同じく申立期間②当時（昭和31年10月1日時点）の被保険者数は26人であることが確認でき、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、当時の事業主は高齢のため、申立期間当時、出稼ぎ労働者について厚生年金保険に加入させていたかどうかの記憶が無く、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 29 年から毎年作業員としてA事業所のB営業所に勤務した。申立期間のうち、昭和 31 年と 33 年については辞令書もあり勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録から、申立人が申立期間①から③までにおいてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が同じB営業所で一緒に勤務していたと記憶する同僚一人の厚生年金保険の加入記録は申立人と全く同じであり、申立期間①から③までについては同様に加入記録が無いことが確認でき、A事業所のC営業所で勤務していたことが確認できた二人については、一人は勤務した申立期間①から③までについて、一人は勤務した申立期間②及び③について、そのいずれも加入記録が無いことが確認できる。

また、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格の取得者数は、社会保険庁の記録から、申立期間②の翌年度の昭和 32 年度は 448 人、申立期間③の翌年度の 34 年度は 469 人となっていることが確認でき、その一方で、申立期間①に係る 30 年度は 164 人、申立期間②に係る 31 年度は 271 人、申立期間③に係る 33 年度は 4 人となっていることが確認でき、当時の同僚は、「申立期間当時、毎年の作業員の人数はほとんど変わらなかった。」と証言していることを踏まえると、申立期間当時、A事業所では、作業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の申立期間の加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

加えて、A事業所では、当時の厚生年金保険に係る資料を保管していないため、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月から 34 年 4 月まで
② 昭和 34 年 9 月から 35 年 4 月まで
③ 昭和 35 年 11 月から 36 年 4 月まで
④ 昭和 36 年 11 月から 37 年 4 月まで
⑤ 昭和 39 年 11 月から 40 年 4 月まで
⑥ 昭和 40 年 11 月から同年 12 月まで
⑦ 昭和 40 年 12 月から 41 年 3 月まで

私は昭和 30 年代から 40 年代の初めにかけて、A株式会社、B株式会社、C事業所、有限会社D、E株式会社で勤務した。いずれの会社でも社会保険に加入し、給料からは保険料が引かれていたと思う。これら5つの会社で働いた記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人が一緒に出稼ぎに行ったとする同僚の証言により、申立人がA株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、一緒に出稼ぎに行った同僚についても厚生年金保険の加入記録は無く、その同僚は、「当時、出稼ぎに行くときは国民健康保険証を持って行ったので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間及びその前後の期間に申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に記録の不備をうかがわせる欠番もみられない。

2 申立期間③及び④について、申立人が同僚であったと記憶する5人のうち4人が申立人を記憶しており、申立人がB株式会社に勤務していたこと

は推認できる。

しかしながら、同社の代表取締役社長は、「当時、季節労務者は 10 人から 15 人ぐらい来ており、雇用保険には加入させたが、厚生年金保険には加入させなかった。」と証言しており、一緒に出稼ぎに行った同僚の一人も、「当時は厚生年金保険には入っていなかった。」と証言している。

また、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間及びその前後の期間に申立人の加入記録は無く、健康保険記号番号に記録の不備をうかがわせる欠番もみられない。

- 3 申立期間⑤について、申立人は、勤務した C 事業所は F 区の G 駅の近くにあったと供述しているが、H 社会保険事務所管内では C 事業所という厚生年金保険適用事業所は確認できない上、I 法務局管内に C 事業所という法人登記も確認できない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、事業所に関する記憶も乏しいため勤務事実の確認ができない。

- 4 申立期間⑥について、J 社会保険事務所管内で有限会社 D が厚生年金保険適用事業所となっていることは確認できたが、同社が適用事業所となったのは昭和 44 年 2 月 1 日であり、申立期間当時、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同社では、申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況等は確認できないが、同社の経理担当者は、「昭和 44 年に法人化されるまでは、社長も従業員も国民年金に加入していた。」と証言している。

- 5 申立期間⑦について、K 市町村に所在する E 株式会社という厚生年金保険適用事業所は確認できない上、I 法務局管内に E 株式会社という法人登記も確認できない。

また、L 関係団体及び M 厚生年金基金にも照会したが、E 株式会社という事業所の記録は確認できなかった上、申立人は同僚の氏名や事業所に関する具体的な記憶が無く、勤務事実の確認ができない。

- 6 このほか、申立期間①から⑦までについては、いずれも厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除に関する申立人の記憶も曖昧である。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月 1 日から 15 年 2 月 25 日まで
平成 11 年 5 月から 15 年 2 月にかけての標準報酬月額が、実際に受けていた報酬よりも低いので、訂正を求める。当時、手取りで 40 万円ぐらいもらっていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「株式会社Aに勤務し、厚生年金保険に加入していた期間の標準報酬月額が、当時の手取りの報酬（40 万円ぐらい）よりも低いので訂正してほしい。」と主張するところ、社会保険庁の記録では、申立人の資格取得日は平成 11 年 5 月 11 日、標準報酬月額は 11 年 5 月から 12 年 9 月までの期間が 22 万円、12 年 10 月から 15 年 1 月までの期間が 18 万円とされていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録から、上記の標準報酬月額の決定及び改定は、新規取得時及び毎年行われる定時決定時に行われたものであることが確認でき、事業主が、申立期間当時、申立人に係る上記の標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たものであると推認される。

さらに、株式会社Aでは、当時の賃金台帳や社会保険関係届書の控えなどの関連資料は無いと回答しているが、当時の従業員は、「給与からの厚生年金保険料の控除は、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づき行っていた。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 4 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 8 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
③ 平成 12 年 12 月 28 日から 13 年 2 月中ごろまで

社会保険庁の記録では、A株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成 4 年 7 月 31 日となっているが、月末まで勤務し保険料も引かれていたはずなので、7 月も加入期間として認めてほしい。

また、株式会社 B における 1 回目の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成 8 年 11 月 30 日となっているが、11 月分の保険料を控除された記憶があるので、11 月も加入期間として認めてほしい。

さらに、株式会社 B における 2 回目の被保険者資格の喪失年月日が平成 12 年 12 月 28 日となっているが、13 年 2 月中ごろまで勤務していたので、当該期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「A株式会社における厚生年金保険の加入記録は、平成 4 年 2 月 1 日から同年 7 月 31 日までとされているが、同年 7 月末日まで勤務し保険料も控除されていたはずなので、同年 7 月も加入期間として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人が A 株式会社に勤務していた期間は、平成 4 年 1 月 31 日から同年 7 月 30 日までであることが確認でき、厚生年金保険の加入期間と符合していることが確認できる（厚生年金保険法第 14 条第 1 項では「当該事業所に使用されなくなった翌日に被保険者資格を喪失する。」とされている。また、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では「被保険者期間を計算する場合には、月によるもの

とし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。)

また、申立人は、平成4年7月の給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があると主張するところ、A株式会社では、「給与からの厚生年金保険料の控除は翌月控除であった。」と回答しており、7月の給与から控除されていた厚生年金保険料は6月分の保険料であったものと推認される。

さらに、A株式会社では、当時の資料は保存されていないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の届出等については確認できないとしている上、当時の同僚から聴取しても、申立人が申立期間①において勤務し、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

- 2 申立人は、「株式会社Bに1回目に勤務したときの厚生年金保険の加入記録は、平成5年2月5日から8年11月30日までとされているが、最終日の30日は休暇を取り、そのまま退職扱いとされ、11月分の保険料も引かれていたはずなので、11月も加入期間として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録においても、申立人が株式会社Bに勤務していた期間は、平成5年2月5日から8年11月29日までであることが確認でき、厚生年金保険の加入期間と符合している。

また、株式会社Bでは、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、「申立人の厚生年金保険の資格喪失日は平成8年11月30日となっていることが確認できる。」と回答している上、当時の同僚から聴取しても、「退職日までの記憶は無い。」としており、申立期間②における勤務実態は確認できない。

さらに、申立人は、「平成8年11月の給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。」と主張するところ、株式会社Bでは、「給与からの厚生年金保険料の控除は翌月控除であった。」と回答しており、11月の給与から控除されていた厚生年金保険料は10月分の保険料であったものと推認される。

- 3 申立人は、「株式会社Bにおける2回目の厚生年金保険の加入記録は、平成9年1月13日から12年12月28日までとされているが、13年2月中ごろまで勤務していたので、当該期間を加入期間として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録では、申立人が株式会社Bに勤務していた期間は、平成9年1月13日から12年12月28日までであることが確認でき、厚生年金保険の加入期間とほぼ一致している。

また、株式会社Bでは、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険

者資格喪失確認通知書から、「申立人の厚生年金保険の資格喪失日は平成12年12月28日となっていることが確認できる。」と回答している上、当時の同僚から聴取しても、「退職日までの記憶は無い。」と供述しており、申立期間③における勤務実態は確認できない。

さらに、株式会社Bが保管する離職証明書によると、「契約満了（64歳を超えて契約更新なし）」と記載され、平成12年12月28日に離職していることが確認できる上、株式会社Bでは、「60歳定年の後、64歳を超えて雇用契約更新は行わない。」と回答している。

- 4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 11 日から 32 年 6 月まで
② 昭和 32 年 7 月から 34 年 3 月まで

昭和 30 年 8 月から有限会社Aに職人として約 2 年間勤務したが、厚生年金保険加入記録が 30 年 8 月の 1 か月しかない。また、その後、約 2 年間勤めた B 事業所では厚生年金保険の加入記録が全く無い。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の同僚の証言から、申立人が有限会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人は同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 30 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 11 日に資格を喪失した記録が確認できるが、申立期間①についての申立人の加入記録は見当たらず、健康保険記号番号に欠番もみられない。

また、申立人が当時の同僚として記憶している 4 人のうち、2 人には有限会社Aにおける厚生年金保険加入記録が確認できるが、残る 2 人には同事業所における加入記録が見当たらない。

さらに、有限会社Aは平成 4 年 2 月 29 日に厚生年金保険適用事業所ではなくなっている上、事業主も死亡しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人が所持している当時の同僚と写っている写真、及び営業所等に関する具体的な申立人の記憶から、申立人が B 事業所に

勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚から聴取したところ、「申立人を記憶していない。」と供述しており、勤務実態や勤務期間を確認することができない。

また、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 33 年 2 月 1 日であり、申立期間②のうち、32 年 7 月から 33 年 1 月までは適用事業所にはなっておらず、当該適用前から勤務していたとする複数の同僚から聴取したところ、適用前には厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する B 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険加入記録は無く、健康保険記号番号に欠番もみられない。

加えて、B 事業所は有限会社 C として存続しているが、申立期間当時の事業主は死亡し、申立期間当時の資料も保管されていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 1 日まで
② 昭和 37 年 4 月から 38 年 2 月ごろまで

昭和 36 年 3 月に高校を卒業し、A株式会社B営業所に入社し、その後、株式会社Cに移った記憶がある。最初のA株式会社B営業所における厚生年金保険加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①においてA株式会社B営業所に勤務し、その後、申立期間②において株式会社Cに勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張するところ、社会保険庁の記録では、昭和 36 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、株式会社Cにおける厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、昭和 36 年当時、A株式会社B営業所に勤務していた複数の社員は、申立人を記憶していないと証言しているが、36 年当時、株式会社Cに勤務していた社員は、「申立人を記憶している。半年ぐらいで退社したと思う。その後にA株式会社に移ったのではないか。」と証言しており、申立人の当時の記憶は曖昧である。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社B営業所及び株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、昭和 36 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間の株式会社Cにおける厚生年金保険の加入記録以外に、申立期間①及び②とも、両社の申立人の加入記録はいずれも無く、両社の健康保険記号番号に欠番もみられない。

加えて、A株式会社B営業所は、既に厚生年金保険適用事業所ではなく

なっており、当時の資料も保管されていないとともに、株式会社Cでは、「当時の資料は残っていないが、申立人の当社における社会保険庁の記録に誤りは無いと思われる。」と回答している。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 476

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月から 48 年 8 月まで
昭和 43 年 12 月から 48 年 8 月まで、A 都道府県の B 事業所に勤務していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 12 月から 48 年 8 月まで、B 事業所に勤務していたので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。」と主張するところ、管轄する社会保険事務所の記録において、B 事業所という事業所名の厚生年金保険適用事業所は確認できない上、管轄する C 法務局においても B 事業所という事業所名の法人登記は確認できないとしており、同法務局では、類似する名前の事業所としては D 株式会社があると回答しているが、同社も申立期間当時、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、当時の同僚として二人の名前（姓のみ）を記憶しているが、連絡先は不明であり供述を得ることができず、D 株式会社から名称変更した E 株式会社においても、社員名簿等は保存されておらず、申立人の申立期間に係る雇用保険加入記録も確認できないため、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、F 市町村が保管する国民年金被保険者名簿により、申立人が申立期間のうち、昭和 47 年 6 月から 48 年 7 月までの期間、国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連情報等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。